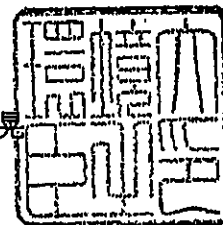




諮 問 第 3 7 7 号
環 自 野 発 第 1 4 0 6 1 9 3 号
平 成 2 6 年 6 月 1 9 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣
石 原 伸 晃



鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための
基本的な指針について (諮問)

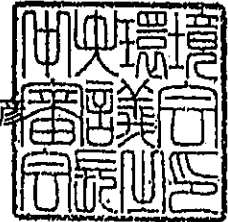
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)附則第3条に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第3条第3項の規定の例により、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることについて、貴審議会の意見を求めます。



中環審第771号
平成26年6月20日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための
基本的な指針について（付議）

平成26年6月19日付け諮問第377号、環自野発第1406193号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。